

伊賀鉄道通学定期券等を購入された方・保護者の方へ

～伊賀鉄道通学定期券等購入費助成金受領委任払い事業について～

この度は、伊賀鉄道通学定期券・通学用回数券を購入いただきありがとうございます。

伊賀鉄道通学定期券等購入費助成金受領委任払い事業の注意事項についてお知らせしますので、必ずご一読ください。学生（未成年者）の方は、この文書を必ず保護者の方にお渡しください。

○購入後の伊賀鉄道通学定期券等購入費助成金手続きについて

これまでは購入後に伊賀市に対して通学定期券等の写し、身分証明書、受取口座の写しなどを用意して申請・請求をいただきましたが、伊賀鉄道株式会社に委任したことにより、これらの手続きはあなたに代わって伊賀鉄道株式会社が伊賀市へ行いますので、この後の手続きはありません。なお、助成金の受領についても伊賀鉄道株式会社に委任されますので、市からあなたへ助成金を振込むことはありません。

○伊賀鉄道通学定期券等購入費助成金の注意事項

この助成金は、伊賀鉄道の通学定期券等を利用して通学をする学生への助成金です。「伊賀鉄道通学定期券・通学用回数券購入申込書」や「伊賀鉄道通学定期券等購入費助成金交付申請書兼委任状」に虚偽の記載があった場合等の不正が発覚した場合には助成金決定を取り消し、伊賀市が助成金の全部又は一部の返還請求を行います。委任者が未成年者の場合は、民法第5条の規定により法定代理人となる保護者へ返還請求を行います。なお、委任に際しての保護者の同意は、未成年者が単に助成金の権利を得るだけであることから、民法第5条第1項のただし書きにより省略しています。

○通学定期券等の払戻しを行う場合について

やむを得ない事情等により通学定期券等の払戻しを行い、伊賀鉄道から定期券等代金の差額を受領した場合は、助成金の全部又は一部を伊賀市へ返還していただきます。通学定期券等の払戻しを行う場合は、上野市駅窓口に「通学定期券等払戻し申出書」を提出してください。払戻し完了後に伊賀市から本人又は法定代理人となる保護者に対して返還請求を行います。

【問合せ先】

伊賀市地域力創造部公共交通課

Tel0595-22-9663 Fax0595-22-9694

E-mail : koutsuu@city.iga.lg.jp